



うちなー健康経営宣言

第3号

令和 4 年 4 月 15 日
令和 年 月 日

登録
更新

代表者メッセージ

5者協定に係る健康会議の一員として沖縄県医師会事務局内はもちろん会員医療機関も含め、関係者の健康の保持増進に向けた各種取り組みに努めます。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
5. 血圧管理に取り組む。
6. 感染症予防に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。